

栃木市農業委員会総会議事録

令和4年 11月 22日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和4年11月22日(火) 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
10 狐塚 正直	12 山崎 幸行	13 大谷 朗	14 泉田 裕美
15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫	18 石塚 一彦
19 大塚 幸八	20 佐山 耕基		

欠席委員 9 毛塚 信道

農業委員会事務局職員

事務局長	櫻井 茂	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	大出 隆洋	主 任	越沼 史晴
主 事	田中 翔汰		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	空き家付属農地の指定の解除について
議案第5号	非農地証明願について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について
議案第7号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第8号	栃木農業振興地域整備計画の変更(土地改良事業の非農地)について
議案第9号	栃木農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について
議案第10号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について
議案第11号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(所有権の移転)について
議案第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用配分計画案に対する意見について
議案第13号	栃木市農業委員会委員の辞任について
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について

報告第4号
報告第5号
報告第6号

使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
農地法第5条の規定による許可の報告について
現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和4年11月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は9番毛塚信道委員から欠席の届出があり、ただ今の出席委員は、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、15番川嶋房代委員、16番川田久子委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と越沼史晴氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が8件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米、麦、ニラを作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き野菜、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、田村町を中心に米を作付している認定農業者です。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、西方町本郷においてイチゴを作付している農地所有適格法人です。今後はイチゴに加え、米により経営拡大を図る予定であることから、申請に至りました。許可後は米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営移譲年金受給のための申請です。

譲受人は、大平町蔵井を中心に米、大豆を作付しております。許可後も引き続き、米、大豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町下高島において米、麦を作付しております。申請地は、以前から譲受人が耕作しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町西野田を中心に米、麦、大豆を作付している認定農業者です。申請地が市街化区域であることから、農地法により賃借権を付けることとなりました。許可後は麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番及び8番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。譲受人が同一であるため、一括してご説明いたします。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米、麦を作付しております。申請地は、譲渡人から売却の相談を受け、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得することとなりました。許可後は米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、藤岡町蛭沼を中心に米、麦を作付しております。申請地が譲受人の経営農地に隣接していることから、一体で耕作するため、贈与により取得することとなりました。許可後は米、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、空き家付属農地の取得の申請です。

譲受人は岩舟町新里に居住しておりますが、このたび市の空き家バンクを通して物件を取得し、近接農地の取得のため申請に至りました。申請地では野菜を作付する予定です。なお、申請地は令和4年2月総会において、空き家に付属した農地として指定されております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回の北部調査委員長の19番大塚です。

今回は、私と7番柴委員、14番泉田委員の3名と事務局2名で、21日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許

可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長 今回の南部調査委員長の17番荒川です。

(荒川委員) 今回は、私と12番山崎委員、18番石塚委員の3名と事務局2名で、18日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、使用賃借権設定が1件、所有権移転が5件、賃貸借権設定が1件、合計7件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任 議案書の5ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページです。
事業計画者は、申請地隣接に居住しております。平成20年の河川改修に伴い、旧来の住宅敷地の出入り口が、現在の出入り口に代わり、以降利用してきました。地目が農地であったため、手続きが必要となり、申請に至りました。

農地区分は、農地の広がり 10ha 以上の第 1 種農地であります、既存施設拡張の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

なお許可を得ず申請地を利用してきたことについて、始末書が添付されております。

以上 1 件の申請については、他法令の許認可の見込み、事業の確実性等も問題がありません。また、周辺の耕作に支障はないと考えられます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、住宅敷地拡張 1 件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました、申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。
ここで、地元委員としての意見を、7 番柴委員よりお願いします。

柴委員

7 番柴です。

地図で見るとよくわかりますが、自宅のそばに大きい川があり、その関係で自宅の前にあった道路がなくなりおかしい形になっていますが、別に問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 　　発言がないようですので、採決いたします。
議案第 2 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 　　異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

越沼主任

議案書の7ページをご覧ください。

今回は、9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番は、一般住宅への転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族4人で居住しておりますが、手狭であるため、実家隣接の本申請地に自己用住宅の建築を計画しました。農地区分は、吹上町公民館から300m以内の第3種農地であり、立地基準上は原則許可です。取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番は、一般住宅の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内のアパートに家族3人で居住しておりますが、手狭であるため、自己用住宅の建築を計画しました。農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落接続の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番は、太陽光発電設備の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は太陽光発電事業を営む法人です。再生可能エネルギーの普及に貢献するため、申請に至りました。農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番は、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族3人で居住しておりますが、手狭であるため、実家近くの本申請地に自己用住宅の建築を計画しました。農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落接続の例外規定に該当します。取水は井戸水、排水は宅地内浸透、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番は、一般住宅の転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦で居住しておりますが、手狭であるため、実家隣接の本申請地に自己用住宅の建築を計画しました。農地区分は、令和4年8月に農振除外がされ、農地の広がり10ha以上の第1種農地であります。集落接続の例外規定に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番は、資材置場の転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、西方町金井に本店を置き、主に土木工事、水道工事、解体工事等を行う総合建設会社です。建設業であるため、残土、砂利、コンクリート製品、車両建設機械置場を必要としています。公共事業、民間工事の受注を増やすために、資材置場の整備が必要となっております。農地区分は、土地改良施行地域の第1種農地であります。集落接続の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番は、資材置場・駐機場への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、土木工事業を主な業とする法人です。本法人は新たに立あげた法人であり資材置場などがありません。そのため、今回、資材置場などの整備を計画いたしました。本店の近くであり、利便性、防犯性に配慮した結果今回の申請地を選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地であります。集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅の転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、県外のアパートに夫婦で暮らしております。今回、諸条件が整ったため自己用住宅の建築を計画しました。通勤可能な地域で選定した結果、今回の申請地を選定しました。農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、駐車場の転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、合成樹脂などの加工、成型などを主な業とする法人です。業績好調に伴い、年々従業員を増員した結果、既存の駐車場では足りず、工場内の空いているスペースに駐車をしている状況です。現在、更なる従業員の増員を計画しており、従業員の安全性、作業の効率性を確保するため、今回計画に至りました。従業員の利便性を考慮し、既存工場の近接を検討した結果、今回の申請地を選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長
(大塚委員) 　　今回北部は、一般住宅が4件、太陽光発電設備が1件、資材置場が1件、合計6件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 　　ありがとうございました。南部調査委員長お願ひします。

南部調査委員長
(荒川委員) 　　今回南部は、資材置場・駐機場が1件、一般住宅が1件、駐車場が1件の合計3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 　　ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番2番について、7番柴委員お願ひします。

柴委員 　　7番柴です。

1番2番の件ですが、両方とも一般住宅を建てるということです。事務局及び事前調査委員長の説明のとおりであります。昨日も事前調査委員の1人として現場を確認してきました。別に問題はないと思ひ

ますので、よろしくお願いいたします。

議長 番号3番について、16番川田委員お願いします。

川田委員 16番川田です。

3番の案件ですが太陽光発電設備の転用ということですので、周辺農地への影響もなく問題ないかと思われま。よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議長 番号4番については、1番若色より報告いたします。

事前調査委員長及び事務局の説明どおりでございます。よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議長 番号5番については、19番大塚委員よろしくお願いいたします。

大塚委員 19番大塚です。

分家住宅ということですので、何も問題ないと思。い。ま。す。よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議長 番号6番については、15番川嶋委員よろしくお願いいたします。

川嶋委員 15番川嶋です。

先日現地を確認してきましたが、周辺農地への影響もないと思われ。ま。す。のでご審議のほどよろしくお願。い。た。し。ま。す。

議長 番号7番については、13番大谷委員よろしくお願いいたします。

大谷委員 13番大谷です。

先日現地確認を行いました。が、事務局及び調査委員長の説明のと。お。り。で。特。に。問。題。は。な。い。と。思。わ。れ。ま。す。の。で、ご審議よろしくお願。い。し。ま。す。

議長 番号8番については、3番五十畑職代よろしくお願いいたします。

五十畑職代 3番五十畑です。

8番の案件につきましては、一般住宅への転用ということ。で。何。も。問。題。は。な。い。と。思。い。ま。す。よろしくご審議お願。い。た。し。ま。す。

議長 番号9番については、20番佐山委員よろしくお願いいたします。

佐山委員	<p>20番佐山です。 特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号は原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第4号「空き家付属農地の指定の解除について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
石川補佐	<p>10ページをご覧ください。 今月の総会議案第1号の10番により、「空き家に付属した農地」が3条許可となりましたので、その指定を解除するものです。 指定の解除により、これら農地について下限面積の引き下げ適用はなくなり、一般の農地と同様となります。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり解除することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり農地指定の解除することに決定いたしました。 次に、議案第5号「非農地証明願について」を、議題とします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
大出主査	<p>議案書の12ページをご覧ください。 今回は2件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。</p>

1 番の案件については、地図は 1 ページです。

申請地は 2 筆で、航空写真等より、平成 10 年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番の案件については、地図は 11 ページです。

申請地は 1 筆で、航空写真等より、昭和 45 年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 2 件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、2 件の申請がありました。

20 年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。番号 1 番について、7 番柴委員お願いします。

柴委員

7 番柴です。

1 番の件ですが、現地調査委員長及び事務局の説明のとおりで問題ないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

番号 2 番について、19 番大塚委員お願いします。

大塚委員

19 番大塚です。

現在、願出人は家中地域には住んでいないのですが、後々のことを考えてきちんとしておくということですので問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第6号「栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
大出主査	<p>まず、はじめに農業振興地域及び農用地区域について、簡単に説明します。</p> <p>農業振興地域の中でも土地改良事業を施行するなど、優良農地として確保及び保全が必要である農地について農業振興地域内の農用地区域(青地)として指定しています。また、農業振興地域内の農用地区域外の土地を農振白地と呼んでおります、農振農用地は原則、農地以外の用途に利用することができません。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>今回は、2件の申出がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。農用地区域の農地を転用する際には、市が策定する農業振興地域整備計画の変更手続きが必要です。本申出の軽微な変更とは、農用地区域からは除外せず、農業用施設用地などに変更する手続きです。具体的には畜舎や農機具置場の建築が考えられます。軽微な変更を行っても、農用地区域内であるため、農業用の用途にしか利用することはできません。</p> <p>1番については、菌床栽培施設建築のための申請です。地図は12ページです。事業計画者は、梅沢町でキノコの菌床栽培を営んでおり、規模の拡大を検討しており、今回の申請に至りました。なお、申出地にはすでに砂利が敷いてあり、是正の申出となっております。</p> <p>用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われれます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>

2番については、牛舎・牛糞処理施設建築のための申請です。地図は13ページです

事業計画者は、大平町川連の肉用牛の肥育農家です。今後、飼育頭数の増やす計画があるため今回の申請に至りました。用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、用途区分変更後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外事前調査委員長
(高際職代)

2番の高際です。

今回は、私と若色会長、五十畑職代の3名と事務局3名とで、16日水曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

それでは、調査の結果を報告いたします。今回、菌床栽培施設が1件、牛舎・牛糞処理施設が1件の合計2件の申出がありました。

書類審査及び現地調査の結果、農業用施設に該当するので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第6号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第7号「栃木農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

大出主査 議案書の16ページをご覧ください。

今回は、除外が3件、編入が1件の合計4件申請がありました。

申請者・土地の表示等については記載のとおりです。本申出は農用地区域内の農地を転用するにあたって、農用地区域からの除外の申出です。

1番については、店舗併用住宅のための申出です。地図は14ページです。事業計画者は、倭町において給水工事、冷暖房設備、家庭用電気製品の販売・取付・修理の業務を行っております。現在の本社は水害による床上浸水や、店舗が手狭であることから事業継続が困難であるため、家庭用電気製品の販売部門の移転を計画し、申出に至りました。移転後のもとの店舗スペースは引き続き、本社の事務所、倉庫として継続して使用する予定です。また現在は市内に3世帯で居住しておりますが、手狭であるため、1世帯は店舗等の防犯管理を兼ねて、店舗併用住宅として新居を構える予定です。

除外後の農地区分は、下都賀庁舎から1km以内、宅地率40%超の第2種農地で、土地の代替性が無いため許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場の為の申出です。地図は15ページです。事業計画者は隣接において、鉄筋工事、型枠工事業を営んでおります。現在は敷地内の空きスペースに従業員の車、工事用車両、営業車を駐車しておりますが、事業の拡大に伴い駐車スペースの確保が困難となるため、申出に至りました。除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、農用地区域編入の申出です。地図は16ページです。事業計画者は、令和3年1月に一般住宅の建築を目的とした農振除外の申出をし、令和3年8月に除外になりましたが、1年を経過後農地転用の手続きがなされていないことから、再度農用地に編入される予定となっております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、駐車場の為の申出です。地図は17ページです。事業計画者は隣接地において、令和3年9月に農地転用許可を受け、事務所・工場を構え、農機具販売・修理の業務を営んでおります。当初の想定よりも車両通行部分が必要となり、現在の敷地に農機具を置

く駐車場が不足しているため、今回の申出に至りました。

除外後の農地区分は、西方総合支所から 500m以内の第 2 種農地で、土地の代替性が無いため許可基準に該当すると考えられます。

スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外事前調査委員長
(高際職代)

2番の高際です。

今回は、店舗併用住宅が1件、駐車場が2件、農用地区域への編入が1件の合計4件の申出がありました。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 7 号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 7 号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第 8 号「栃木農業振興地域整備計画の変更(土地改良事業の非農用地)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

大出主査 議案書の 18 ページをご覧ください。

今回は、1 件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

土地所有者の孫である事業計画者は、現在学生ですが、来年度地元の企業で内定しており、この機会に自立して自己用住宅の建築を計画

しております。除外後の農地区分は、土地改良施行地域の第 1 種農地
であります。土地改良事業計画に定められた用途であるため、例外
規定に該当すると考えられます。

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がな
されると思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結
果をお願ひします。

除外事前調査委員長
(高際職代)

2番の高際です。

今回は、一般住宅敷地 1 件の申出がありました。書類審査及び現地
調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更す
ることに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願
ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願ひします。

大塚委員 19番大塚です
土地改良区は分家住宅が条件だと思ひますが、所有者との関係性は
問題ないのでしょうか。

大出主査 所有者の子の分家住宅で非農用地設定されてはいますが、子は別場所
に住居を構えました。今回の申出は孫であり、関係性に問題はないと
考えられます。

議 長 他にご意見ございますか。
(意見なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 8 号について、本委員会は「意見なし」として回答すること
にご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第 8 号について本委員会は「意見なし」とし
て回答することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号「栃木農業振興地域整備計画の変更(非農地証明
見込地)について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願ひし
ます。

大出主査 議案書の20ページをご覧ください。今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、住宅敷地を理由とした申請です。地図は19ページです。この度、申請地を住宅敷地の一部として利用していることが判明したため、是正の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、住宅敷地を理由とした申請です。地図は20ページです。この度、土地の処分を検討したところ、申請地を住宅敷地の一部として利用していることが判明したため、是正の申出です。

スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、資材置場を理由とした申請です。地図は21ページです。この度、子供の住宅の建築を計画したところ、申請地を資材置場として利用していることが判明したため、是正の申出です。

スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は非農地証明の申請がなされると思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外事前調査委員長
(高際職代)

2番の高際です。

今回は、住宅敷地が2件、砂利置場が1件合計3件の申出がありました。いずれも、20年以上宅地、資材置場として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。いずれも農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第 9 号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 9 号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。

事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第 10 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 10 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。

事務局の説明は省略します。

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。

議案第 11 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 議案書 39 ページをご覧ください。

今回ご審議いただく案件は、所有者不明農地を機構を通じ、3名の借りに賃借権を設定するものです。所有者が不明であるため、農地

中間管理機構が知事の裁定を受け、中間管理機構が貸し人となり、農用地利用配分計画がされたものです。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 12 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 12 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、本日追加しました議案第 13 号「栃木市農業委員の辞任について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原係長 議案書は 3 ページになります。
11 月 15 日付で、毛塚委員から一身上の都合により 11 月 22 日をもって委員を辞任する、との辞任届が市長あてに提出されことを受け、追加資料にある市長からの諮問があり、答申を求められているものです。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に「委員は、正当な事由があるときは、市長および農業委員会の同意を得て、辞任することができる」と定められています。理由は一身上の都合であります。
今後市長はこの農業委員会での審議結果による答申、本日の総会議事録を参考に同意の可否を判断します。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第 13 号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第 13 号は、原案のとおり同意することに決

定いたしました。

次に、日程第4報告事項に入ります。

報告第1号から、報告第6号までを、一括報告とします。事務局の説明は省略します。

報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

発言がないようですので、以上をもちまして、令和4年11月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時2分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和4年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (川 嶋)

署名委員 _____ (川 田)